



佐賀県公報

平成17年
3月2日
(水曜日)
第 12574号

●佐賀県告示第九十三号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年三月一日

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

佐賀県知事 古川 康

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定
(九三・長寿社会課) 一

○理容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法に基づく管理美容師資格認定講習会の指定
(九四・障害福祉課) 一

○漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調査の縦覧
(九五・生活衛生課) 二

○平成十六年度地籍調査事業計画の変更
(九六・生産者支援課) 二

○道路の区域の変更
(九七・土地対策課) 四

(九八・道路課) 四

(九九・〃) 五

○道路の供用開始
(一〇〇・会計課) 五

○証紙売りさばき人の住所及び売りさばき所の位置の変更
(建築住宅課) 五

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

○大規模小売店舗の変更に関する公示

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

(県民協働課) 五
(商工課) 六
(〃) 七
(建築住宅課) 八

○政治団体の平成十五年分の収支に関する報告書の要旨の訂正
○獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催

公 安 委 員 会 事 項

○獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催

(公 告) 九 九 八

○ 告 示

●佐賀県告示第九十四号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十七年三月一日

佐賀県知事 古川 康

サ ー ビ ス の 種類	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
福祉用具貸与 株式会社ハートウェル佐賀店	鳥栖西新町字所熊一四 二二番地二〇九号	平成一七・一一・一	
	小城郡小城町宿二〇八 二番地三	平成一七・一一・一	

●佐賀県告示第九十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十七年三月一日

佐賀県知事 古川 康

指 定 医 师 名	診 療 科 目	診 療 场 所	指 定 年 月 日
藤崎 大整	内 科	唐津市栄町二五七六番地九 藤崎病院	平成一七・二・八
前田 健二	脳神経外 科	佐賀市水ヶ江一丁目一二番九号 佐賀県立病院好生館	平成一七・二・八
中島 のぶよ	泌尿器科	佐賀市鍋島五丁目一番一号 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	平成一七・二・八
森本 忠嗣	整 形 外 科	"	"
馬渡 正明	"	"	"
深海 敦	"	"	"
内 科	"	"	"
宇都宮病院	佐賀市兵庫南三丁目八番一号 佐賀市厳木町本山三八六番地一 唐津市厳木町本山三八六番地一	"	"

渡邊 豊吉	
"	唐津市松南町一一九番地二一 河畔病院

"

●佐賀県告示第九十五号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十一年法律第二百六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成十七年三月二日

佐賀県知事 古川康

一 主催者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

(一) 名称及び代表者の氏名

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金田一郎

(二) 所在地

東京都港区虎ノ門一丁目二十六番五号

二 講習会の運営及び受講申込みの受け付けを行う支部の名称及び代表者の氏名並びに所在地

(一) 名称及び代表者の氏名

財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部

支部長 武藤佐久二

(二) 所在地

佐賀市白山一丁目二番十三号 諸永ビル三階

三 講習日程及び講習科目

一 届出事項

佐賀県知事 古川康

四 講習会場の名称及び所在地

(一) 名称

佐賀県労働者福祉会館二階会議室

(二) 所在地

佐賀市神野東二丁目六番十号

五 受講料

一人につき一万四千円

●佐賀県告示第九十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。）第二百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調査書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月二日

合計	第一日 平成一七・五・三〇	第二日 平成一七・六・六	第三日 平成一七・六・一三	日程		
				(九時三〇分~ 一二時三〇分)	(一三時三〇分~ 一六時三〇分)	講習科目
一八時間	衛生管理	衛生管理	衛生管理	時 間	講習科目	時 間
	三時間	三時間	三時間	学 公衆衛生	公衆衛生	三時間
	衛生管理	衛生管理	衛生管理	三時間	三時間	時 間

加入区分名		発起人		漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合名	
区	諸富町加入	住 所	氏 名	区	屋形石加入
区 唐津市加入	浜崎加入区	太良加入区	福富町加入	久保田町加入区	広江加入区
唐津市佐志浜町四四〇〇番地一八	唐津市湊町一七八番地	唐津市浜玉町浜崎一五四九番地九	藤津郡太良町大字糸岐一五五一番地	杵島郡白石町大字福富下分二八七	佐賀郡久保田町大字小々森二一〇一
坂本安則	吉村博助	青木志朗	川上文伴	浦津光春	竹下元一
唐津市漁業協同組合	浜崎漁業協同組合	たら漁業協同組合	福富町漁業協同組合	久保田町漁業協同組合	広江漁業協同組合
久保田町加入区	広江加入区	諸富町加入区	波多津加入区	大浦浜加入区	外津加入区
〃	〃	告示の日から起算して十五日間	二 指定漁船調書の縦覧	高串加入区	加部島加入区
久保田町漁業協同組合	広江漁業協同組合	諸富町漁業協同組合	伊万里市波多津町辻四九九番地四	唐津市肥前町大浦三三四一一番地	唐津市肥前町田野甲三一四五番地
唐津市呼子町加部島一一五五番地	唐津市屋形石二八五七番地	唐津市屋形石三三一九〇番地	番地二	番地一	番地二
酒井英氣	坂本初男	平田芳弘	東松浦郡玄海町大字今村四九六〇	東松浦郡玄海町大字今村四七三四	東松浦郡玄海町大字今村四九六〇
尾崎正彦	森清一	屋形石漁業協同組合	上田次雄	上田陽一郎	上田陽一郎
加部島漁業協同組合	高串漁業協同組合	外津漁業協同組合	濱井喜代助	濱井喜代助	濱井喜代助
久保田町漁業協同組合	大浦浜漁業協同組合	浜崎漁業協同組合	橋口雄輔	篠崎喜久夫	橋口雄輔
唐津市漁業協同組合	浜崎漁業協同組合	たら漁業協同組合	伊万里市波多津町辻三八三五番地	唐津市肥前町大浦三三四一一番地	伊万里市波多津町辻三八三五番地
久保田町漁業協同組合	浜崎漁業協同組合	浜崎漁業協同組合	高串加入区	高串加入区	高串加入区

平成十六年佐賀県告示第三百七十五号及び第六百三十五号で告示した平成十六年度地籍調査事業計画の一の調査を行う者の名称及び一の調査地域を次のとおり変更した。

●佐賀県告示第九十七号

佐賀県知事
古川康

古

庚

一 調査を行う者の名称

及び白石町

多久市北多久町大字多久原及び大字小侍並びに南多久町大字下多久及び大

字長尾

一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字西島字一本杉二 三五三番七地先から 三養基郡三根町大字西島字一本松二 九五七番五地先まで	三養基郡三根町大字西島字一本杉二 三五三番七地先から 三養基郡三根町大字西島字一本松二 九五七番五地先まで	道路の種類 及び路線名	●佐賀県告示第九十八号				
				区間	道路の 区間	佐賀県知事 古川康	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。	
前		後		後の別 変更前	幅員 メートル	域 メートル	延長 メートル	その区域を表示した図面は、平成十七年三月二日から平成十七年四月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。
一〇・一	二〇・〇	一三・〇	二〇・〇	一三九・八	一三九・八	一三九・八	一三九・八	平成十七年三月二日

	三養基郡三根町大字西島字一本松一 三養基郡三根町大字西島字一本松一 九五七番五地先まで	一六・五 一〇・一	一五〇・九	
●佐賀県告示第九十九号				
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。				
その区間を表示した図面は、平成十七年三月一日から平成十七年四月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。				
平成十七年三月一日				
○ 公 告				
佐賀県知事　古川康				
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日		
一般国道 一六四号	三養基郡三根町大字西島字一本松一九五七番 七地先から 五地先まで	平成一七・一月・一一日		
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第二項の規定により次のとおり公告する。				
関係書類は、平成17年4月11日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。				
平成17年3月2日				
佐賀県知事　古川康				
1 申請のあった年月日				
2 申請に係る特定非営利活動法人				
(1) 名称 特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス				
(2) 代表者の氏名 北村熙				
(3) 主たる事務所の所在地				
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9330番地1				
(4) 定款に記載された目的				
この法人は、不登校、引きこもり、非行等、学校や社会への不適応問題				

を抱える子ども達に対し、訪問型教育支援に関する事業を行い、子ども
の健全育成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条
第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用す
る法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年3月2日

佐賀県知事 古川 康

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)
店舗周辺 255台

(変更後)
店舗周辺 285台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前)

敷地北側建物内北側 207平方メートル
敷地北側建物内北側 165平方メートル
敷地南側建物内東側 82平方メートル
合計 454平方メートル
(変更後)

(変更後)

敷地北側建物内北側 207平方メートル

敷地北側建物内北側 165平方メートル
敷地南側中央建物内東側(1) 30平方メートル
敷地南側中央建物内東側(2) 30平方メートル
敷地南側南建物内東側 54平方メートル
合計 486平方メートル
(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前)

敷地北側建物内北側 39立方メートル
別敷地平面駐車場 19台
合計 1,368台

(変更後)
敷地北側建物北側 249台
敷地北側建物西側 794台
敷地南側建物西側 308台
別敷地平面駐車場 19台
合計 1,370台

敷地北側建物内南側 65立方メートル
敷地南側建物内東側 15立方メートル
合計 119立方メートル

(変更後)

敷地北側建物内北側 39立方メートル
敷地北側建物内南側 65立方メートル
敷地南側中央建物内東側(1) 5立方メートル
敷地南側中央建物内東側(2) 5立方メートル
敷地南側南建物内東側 14立方メートル
合計 128立方メートル

(3) 変更する年月日

平成17年4月21日

2 届出年月日

平成17年2月7日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成17年3月2日から

平成17年7月1日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年3月2日

佐賀県知事 古川康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド三日月店・マックスバリュ三日月店

小城郡三日月町大字長神田大寺2231番地

(2) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

荷さばき施設No. 1 A棟西側 49.0平方メートル

荷さばき施設No. 2 B棟東側 15.0平方メートル

荷さばき施設No. 3 B棟東側 25.0平方メートル

荷さばき施設No. 4 B棟東側 25.0平方メートル

荷さばき施設No. 5 B棟東側 70.4平方メートル

合計 184.4平方メートル

(変更後)

荷さばき施設No. 1 A棟東側 54.0平方メートル

荷さばき施設No. 2 B棟東側 15.0平方メートル

荷さばき施設No. 3 B棟東側 25.0平方メートル

荷さばき施設No. 4 B棟東側 25.0平方メートル

荷さばき施設No. 5 B棟東側 70.4平方メートル

合計 189.4平方メートル

(イ) 廃棄物棟の保管施設の位置及び容量

(変更前)

廃棄物保管施設No. 1	A棟内南側	9.6平方メートル	2	届出年月日
廃棄物保管施設No. 2	B棟内東側	9.0平方メートル		平成17年1月4日
廃棄物保管施設No. 3	B棟内北側	11.2平方メートル	3	関係書類の縦覧
廃棄物保管施設No. 4	B棟内北側	15.7平方メートル		(1) 縦覧場所
合計	45.5平方メートル			佐賀県農林水産商工本部商工課

(変更後)

廃棄物保管施設No. 1	A棟内南側	12.0平方メートル
廃棄物保管施設No. 2	B棟内東側	9.0平方メートル
廃棄物保管施設No. 3	B棟内北側	11.2平方メートル
廃棄物保管施設No. 4	B棟内北側	15.7平方メートル
合計	47.9平方メートル	

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)

荷さばき施設No. 1 午前9時から午後4時まで
荷さばき施設No. 2 午前6時から午後1時まで
荷さばき施設No. 3 午前6時から午後1時まで
荷さばき施設No. 4 午前6時から午後11時まで
荷さばき施設No. 5 午前6時から午後11時まで

(変更後)

荷さばき施設No. 1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設No. 2 午前6時から午後1時まで
荷さばき施設No. 3 午前6時から午後11時まで
荷さばき施設No. 4 午前6時から午後11時まで
荷さばき施設No. 5 午前6時から午後11時まで

(3) 変更する年月日
平成14年5月22日

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 品 (メートル)	延 長 (メートル)
28	唐津市熊原町3173番7	平成17年2月17日	4.02~4.13	48.46

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 犯罪撲滅訓練会

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党佐賀県第一選挙区支部から平成17年2月1日に訂正の報告があったので、平成16年11月18日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成15年分）の一部を次のとおり訂正する。

平成17年3月2日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

総括表の自由民主党佐賀県第一選挙区支部の項中「59,788,400」を「60,788,400」に、「4,014,217」を「5,014,217」に、「1,850,000」を「2,850,000」に、「22,445,000」を「23,445,000」に改め、1. 寄附の内訳の表の自由民主党佐賀県第一選挙区支部の項中

地域産業研究会	500,000	東京都港区
」を		

に改める。

開催日時	場所
平成17年4月15日(金曜日) 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎
平成17年5月11日(水曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畠町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成17年6月15日(水曜日) 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎

3 その他

(1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。

(2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようと/orする者を対象に行います。

(3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの）2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。

(4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。

(5) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活保安課（電話・代表0952-24-1111・内線3166）又は各警察署の生活安全課に問い合わせください。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次とおり開催します。

平成17年3月2日

佐賀県公安委員会
委員長 藤 寛

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成17年5月20日(金曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部

2 経験者講習会の開催日時及び場所

申購
込読
料先
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年三月二日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日